

多賀町議会タブレット端末等貸借および通信サービス調達業務に係る公募型プロポーザル受託候補者選定要領

多賀町議会タブレット端末等貸借および通信サービス調達業務に係る公募型プロポーザルによる受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

1 選定方法

受託候補者は、提出された提案書及びプレゼンテーションを審査委員会で審査し、その結果により選定する。

2 審査委員会

審査委員会は、多賀町議会タブレット端末等貸借および通信サービス調達業務候補者審査委員会設置要綱により設置されるものとし、委員は6名とする。

3 審査基準

提案書及びプレゼンテーションの審査基準は次のとおりとし、各委員が100点満点で審査する。

	評価項目	審査事項	評価の視点	配点	評価
1	業務実施方針	本業務の目的、実施方針、内容等に対する理解度および意欲。 業務工程の効率性、実施体制の的確性。	・本プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、事業に対する意欲が感じられるか。	10	
			・本業務の工程計画は、本町の条件を踏まえた詳細な施工計画と適切な業務内容であるか。	5	
			・本業務における技術者職員の配置、業務分担は適切であるか。	5	
2	事業所の技術力	過去の主要業務の実績件数や近隣市町の実績、業務の規模、繁忙度。	・本業務に配置予定の技術者、管理者、情報保護責任者等の経験年数、資格の有無、業務実績から本業務の適正な履行ができるか。	10	
			・過去の業務実績また、近隣市町での業務実績から本業務の適正な履行ができるか。	10	
3	業務スケジュール	円滑な業務遂行	・業務全体のスケジュールは明確で、円滑かつ確実な遂行が見込める提案内容となっているか。	10	
4	タブレット端末の性能、整備方法	提案内容の的確性、実現性。	・提案内容は、本業務における発注者の要求事項を的確に把握し、過不足なく満たしているか。	10	
			・議員が安全にストレスなく使用するための考え方やセキュリティ対策が的確な構成及び方法で計画されているか。	10	

			・運用サポート業務の実施体制や対応拠点等は迅速、適切な対応ができるか。(問い合わせ窓口の設置、実施時間、緊急時等)	10	
			・導入後の本町議会へのフォローアップ（操作説明会や研修の実施）の実施方法や内容が具体的であるか。本町議会のスケジュールと調整が可能か。操作マニュアルは簡易であるか。	10	
5	その他 付加価値	有利な機能や拡張性	・本業務における発注者の要求事項を満たし、契約上限額の範囲内で実現可能な提案があり有効なものか。	10	
合計				100	

4 採点基準

配点	評価の目安と得点表					
	非常に 優れている	優れている	標準	劣っている	非常に 劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0

※点数は1点刻みで採点します。

【例】10点の項目で「非常に優れている」「優れている」の間の場合9点をつける場合があります。

5 受託候補者

審査の結果、各委員による評価点数の合計が360点（60点×委員数）以上となった事業者のうち、最も評価が高かった事業者を受託候補者とし、次に評価が高かった事業者を次点候補者として選定する。

なお、提出された提案が1件であっても、当該提案の評価点数の合計が360点（60点×委員数）以上であった場合は受託候補者として選定するが、提出された提案が複数であっても、評価点数の合計が360点（60点×委員数）以上となる提案がなかった場合は、受託候補者を選定しない。

また、評価点数の合計が360点（60点×委員数）以上で同点となった場合は、委員の合議による優劣の比較審査を行った上で多数決により選定し、その結果が可否同数の場合は委員長が決することとする。